

平成27年度 第3回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成27年7月13日（月）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会長】 それでは、ただいまより平成27年度第3回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について事務局のほうから確認をしていただきます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】 それでは、事務局のほうから確認をさせていただきます。

前回からの積残しも4件ございますので、今日は件数11件ということでお願いをさせていただきます。

まず、資料13から資料16までは前回と同様の案件ですが、資料16については若干資料の修正がございますので、改めてお送りをさせていただきました。

それから、資料17、資料18、資料19、この3つが今回特定個人情報保護評価ということで分厚い資料、それから附属資料もたくさん添付をさせていただいております。

まず、資料16には1番の資料。それから資料15には1番から4番まで。それから資料17は、本日机上配付、資料17-9といったものもお配りをしてございまして、1番から9番までの資料がついてございます。それから資料18、資料19については1番から8番までの資料。資料20番には1番から3番まで。資料21には1番の資料が、資料23には1番の資料が、それぞれ別途添付をさせていただきます。

それから、本日は若者ワンステップ応援事業、チラシのほうができ上がってございまして、きょう第1期、7月13日からということで、きょう審議会を通していただいでスタートを切らせていただくといった形で、チラシのほうを作成してございます。後ほど担当のほうから、この資料も用いましてご説明をさせていただきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

本日は、案件が大変多くなってございます。時間内でできればということですが、一応担当課のほうに確認をしてございます内容につきまして事前にお話をさせていただきますと、⑦の資料19番、国民年金の特定個人情報保護評価書、ここまではなんとか時間内におさめていければと。以降につきましては、次回、23日の臨時日になりますが、ここでも間に合うといったことで確認をさせていただいてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 かしこまりました。

資料の点について何かご質問、過不足はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次第に沿って審議を進めてまいります。説明される方は要点を説明していただい

て、必要に応じて補足いただければ十分かと思えます。

それでは、まず資料16、地域飲食応援事業の委託についてであります。それでは説明をお願いいたします。

【産業振興課長】前回に引き続きましての地域飲食応援事業でございますが、事業の概要のところ、変更点を中心にご説明させていただきます。変更点でございますけれども資料の右側のページになります。販売を、インターネットで購入していただく部分があるということで、そちらが中心になりますと、インターネット購入の方の個人情報ということにはなるんですけれども、そちらはインターネット購入サイトの会員登録をされている方への販売ということで、こちらに注意書きを付すことで、本事業に係る情報収集とは区別をして考えたいと思っております。

こちらですけれども、インターネットによる購入に当たっては、委託先が運営するサイト上の会員登録及びクレジットカードが必要であること。それから、インターネットによる購入のほか、現金販売についても周知する。それから、会員登録後、会員は本人の自由意思で退会できること。4番としましては、本件飲食券の購入後、アンケートが送付されること。こちらのほうをこれから周知をしながら進めるということでしたというふうに考えております。

委託内容でございます。別紙をご覧くださいたいんですが、委託先については前回ご報告させていただいたとおりでございます。今回変更させていただきますのは、「委託に伴い事業者処理させる情報項目」ということで、今回ご報告させていただきますのは、本事業に参加する飲食店の代表者氏名、担当者氏名、それから郵便番号、住所、電話番号、ファクス番号、メールアドレス、振込先口座情報ということで、ご購入をいただく方の情報というのは、基本的に会員の方に販売をしていただくということで、そこは切り分けて、本事業の実施に伴う収集をする情報としては店舗の情報ということで、こちらは特設サイトを設けていくというふうに考えております。

こちらの情報であれば、一番下のところにあるように、「委託先事業者に行わせる情報保護対策」としまして、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定すること。それから、契約の終了後、保有した個人情報は破棄するということが確実にできますので、こうした形に変更して報告をさせていただくものです。

その業務委託、別紙のもう一件目ですけれども、再委託の部分でございます。こちらはリークルートライフスタイルから株式会社インテリジェントターミナル総合研究所。こちらに再委託をする部分につきましては、店舗情報の取りまとめということで、「処理させる情報項目」

としては同様の項目を挙げさせていただいております。

以上、前回から変更したところがございます。

【会 長】ご質問かご意見があればどうぞ。

三雲委員。

【三雲委員】幾つかあるんですけれども。まず、このリクルートという会社と契約に至った経緯、手続に関して、ほかの会社、同じようなサイトを運営している会社があると思うんですけれども、なぜリクルートになったのかということと、ポンパレというところに委託することによってどの程度の、例えば区が自分でサイトをつくって販売をする場合に比べての経費節減であるとか、広告効果とか、あるいは売上げの向上とか、そういったものを具体的に見込んでここに委託することになったのかという、その経緯を教えていただけないでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】委託の経緯でございますけれども、こちらは公募型プロポーザルということで、広くこういった事業を行うに当たって事業者を募ったところがございますけれども、その中で1回目の公募型プロポーザルの事業者選定の中では応募がなくて、2回目にもお声がけをしたところからリクルートだけが応募をしてきて、そこで提案をしていただいたということでございます。提案の内容等につきまして審査をして、指名選定委員会のほうに諮って業者を決めたというような経過になります。

ポンパレサイトですけれども、会員数が約300万人ということで、こちらのほうでチケットを販売するということでは、かなり効果的に宣伝ができていくのではないかということは判断しております。

【会 長】よろしいですか。

三雲委員。

【三雲委員】これは、委託料というのは幾らぐらいを見込んでいらっしゃるんですか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】委託料は、今回5,700万円という交付金をただいております、そのうちの3,000万円は30万枚のチケットを販売する際の差額分でございます。残りの2,700万円が事業者の事務手数料等にかかる部分ということになります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そもそもこの問題は、区が情報を収集するとか、あるいは会員の方の情報を処理することの、区のほうで情報を渡して委託するわけじゃないのかという説明に変わったと思う

んですけれども。そもそもの問題として、税金を原資としてこういう割引チケットをつくって、個人情報が集まるような仕組みになっているわけですね。そもそもこういう割引のチケットサイトというところは、基本的に個人情報を吸い上げるということを目的にして運営しているものじゃなくて、そこに広告をかけたい、例えば企業が自分たちのチケットを提供してくるといふ仕組みになってくると思うんです。私企業じゃなくて公である新宿区が、税金を原資にしてこういった仕組みを使って、特定の企業に対して個人情報が集まるような仕組みをつくることこの是非については、庁内で何か検討はされたんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】庁内で検討したという中では指名選定委員会になろうかと思えますけれども、そちらでお諮りしております。

今回、国のほうの補正予算で、消費喚起のための交付金という形で、さまざまな旅行チケットですとか割引のものというのは、こういった業者を使って販売されているところがかなり見受けられますので、そういう意味では、区がやるよりも、そういったところを利用してやるという判断をされている自治体の方はかなりいらっしゃるのではないかというふうに推察をしております。同じリクルート社でも、旅行のほうでは「じゃらん」というサイトの中で、地方創生のそういった旅行券ですとか、そういったものをかなり手広く扱っているようですので、そういうことでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】先ほどのご説明の中で、会員登録後、会員を本人の自由意思で退会できることというふうになってはいますが、退会をすることによって、登録した個人情報もこのリクルートが消去するという理解でいらっしゃるわけですか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】そのように理解しております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】リクルートの、このサイトの個人情報の保護に関するプライバシーポリシーというものはご覧になってますか。

【産業振興課長】確認をしております。

【三雲委員】こちらを見ると、ちょっと違うことが書かれていたような感じがしております。

【会 長】資料は、こちらというのはみんなが持っている資料ですか。

【三雲委員】いや、私のほうでサイトを見たところ、ただの退会だけじゃ足りなくて、その情

報を消去するための手続を別途とる必要があるというふうに書かれている規定があるように読めるんですけども。すみません、これはプライバシーポリシーじゃなくて、リクルートID規約というところの第9条2項というところですよ。「当社は、ID保有者が対象サービスの利用を停止し、または対象サービス独自の会員制度から退会等をしたとしても、ID保有者が別途当社が定める手続に従いリクルートIDを抹消しない限り、ID保有者の個人情報を保有し続けることができるものとし、ID保有者はこれをあらかじめ同意するものとします。」と、こうなっているんですけども、ここは確認されていますでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】リクルート社のほうに確認した中では、退会の申出は必ずメールで、退会の申出はこちらからということで、そういった形で退会はできるものですよという説明は受けております。ただ、その後、IDを抹消するためには手続が必要だという形では、説明はそこまで聞いておりませんでした。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】それから、この保有することになった個人情報については一定の範囲で共有するということが、あらかじめプライバシーポリシーに書かれているんですけども、その範囲について確認されていますか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】リクルート社自体がかなり大きな会社になりますので、そのリクルート内部での共有という形で、グループ内部の共有という形では伺っています。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】先ほど申し上げたとおり、やっぱり個人情報を特定の企業が、税金を原資にするチケットを、ある意味、餌にして取得できるような仕組みという、そのものが私はどうかなというところもあって。もちろん効果というものを見込んで、バランスをとった上でのご判断だと思んですけども、もう少し個人情報とか、プライバシーとか、そのあたりも配慮してご検討いただければと思います。

【会 長】何か対案か、こういうところと具体的に、何か三雲委員のほうで意見はございますか。注意してほしいというのはわかるんですけども。

【三雲委員】既にこの資料のほうでもお書きいただいているように、ほかの手段でも、要するに個人情報を提供しなくても現金で購入できるということを、しっかりとわかりやすく大きくポンパレサイトのほうで明記していただければということがしっかりしていれば、ある程度説明

はつくのかなというふうに思っています。

【会 長】現金販売を原則みたいに、区民にはわかりやすく。実際にこういう方法がある、いろいろ問題があるように思うんで。ただ、今、三雲委員からご指摘いただいたように、確かにここで今議論しても、こちらのほうでわからないことがあるようなので、ちょっと不安はあるんです。

ですから、むしろどういうふうにされるか知りませんが、普通の人には現金で買えますよと。インターネットをご希望の方はみたいな形にさせていただいて、その場合はこういう、しっかり個人情報の登録と抹消のことを書いていただいて、誤解がないようにしてほしいんです。

これを使うかどうかは、私は疑問です。よその自治体はいろんなところで今やっていますよね、区で。だから、現金販売を原則みたいにすれば誤解がなくて、「インターネットを希望される方はこうですよ」というふうにやっていただいたほうが、後でトラブルにならないという意味でよろしいのではないかというのが私の意見です。

ほかにご意見。

鍋島委員。

【鍋島委員】私が前のときにこれを見て言ってしまった件で。私もその後、私も詳しくないので詳しい人に聞いたんです。そうしましたら、そのサイトですと、やはりほかにも全部流出させてしまってもしょうがないということのサイトのようでして、個人情報は全部流れてしまうサイト。それを承知してそこに契約するらしいんです。

ですから、本当にこれをお使いになるんだとしたら、そのサイトの前のところに、個人情報についてはこういうことなので、区のほうは管理していませんから、「ここで買う人はそういうこともあり得ることをご承知おきください」ぐらい書いて、区の免責条項みたいなものを書いておかないと、後で、年金の流出問題もありますから、「何でそんなサイトで買わせるんだ」とかと文句を言うと困るので、とにかく、ここで買う人は、「そういうことが起こりますよ、承知して買ってくださいね」ということをお書きになったほうが賢明で、後で煩わしいことがないと思います。

【会 長】わかりました。同じような意見だと思いますけれども。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

なければ今の点を。後はお任せしますので、こういう不安が一般の方からも出ているわけですから、よく注意してやっていただきたいというふうに思います。

それでは、本件は一応報告事項ですので、了承ということにいたしますが、よろしゅうござ

いますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、本件は了承で終了いたします。

次は、資料13でよろしいでしょうか。若者ワンステップ応援事業業務の委託についてであります。

それでは、説明をお願いいたします。

【消費者支援等担当課長】では、若者ワンステップ応援事業につきまして、業務委託についてご報告をいたします。

本日、資料として、別紙事業の案内チラシのほうも配付させていただきましたので、恐れ入りますが、適宜あわせてご参照いただければと思います。

では、資料13をご覧くださいまして、別紙、「件名 若者ワンステップ応援事業業務の委託について」とあるところをご覧くださいと思います。こちらで、内容と委託の理由と、あわせてご説明したいと思いますので、こちらの表組みの「委託理由」のところをご覧くださいと思います。

この事業は、就労の意欲はありながらも、さまざまな事情によって就労に至っていない若者に対して、就労準備から就職後の定着支援まで行うものでございます。事業のイメージなんですけど、今日お配りいたしましたチラシの裏面のほうに事業スケジュールがございまして、こちらのほうをご覧くださいと思います。この上のところが事業スケジュールでございまして、こちらに縦書きで、青の文字で「相談員による継続支援」とございまして、こちらで「個別支援計画の作成」。その下に、「個別支援計画に基づく支援」というところで、この横に延びるラインが最終的に「定着支援」まで延びる。こういう一貫した事業、専門のスキルを持った相談員が、お一人お一人にその方の状況に合わせた、きめ細やかな就労支援を行うという事業でございまして。

また、この支援を効果的に継続していくために、専門的なスキルアッププログラムやトレーニングも不可欠でございまして、この表の下のほう、ここなんですけど、「各種支援プログラム」と赤で書いてあるところ。こちらのほうに、例えば「職業適性検査」であるとか、「準備プログラム」、それから「プラスαプログラム」、「インターシップ事前評価プログラム」、このようなプログラムも適宜取り入れまして、その結果もまた相談員の個別支援計画に反映させながら、その若者ご本人の状態に合わせた就労支援を行って、就職を目指してまいるという事業でございまして。



このような事業を実施するためには、区の職員では就労支援を行う専門の資格や実務経験を持つ職員に限られており、効率的、効果的に就労支援を実施することができないため、若者の就労支援にノウハウがある公益財団法人勤労者・仕事支援センターに事業を委託するものでございます。このセンターですが、若年者就労支援施設「あんだんて」という若者の自立支援を行っているNPO等の集まりの事務局運営や、若年者インターシップ等の事業を通じまして、今既に若者の自立支援、就労支援に実績のある公益財団でございます。

また、このセンターの中には若者専門相談や、無料職業紹介所である「ここ・からジョブ新宿」が設置されておりますので、若者が相談を受けるところから、この事業を活用したこの就労支援、それから職業紹介まで、同じセンターの中のワンストップで実施することが可能になります。

もともと、なかなか積極的には動くことが難しい、そういう厳しい若者を対象として実施する事業ですので、この利便性を活かせるセンターに委託することで、効果的・効率的な支援につなげたいと考えております。

それでは、またこの資料13の「業務の委託について」のほうにお戻りいただきまして、この表の上から改めてご説明したいと思います。改めて委託先ですが、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターです。センターは新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程及び公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程施行規則を整備しておりますので、本事業もそれらに基づき適正な個人情報の保護のもとで事業を実施いたします。

次に、委託に伴い事業者処理させる情報項目ですが、事業の対象であります区内在住——なお原則は区内在住者ですが、状況によっては他区の若者を受けられる場合もございます。18歳以上39歳以下の一般就労を目指す若者に係る情報項目ということで、就職に必要な情報を基本的に収集いたしますので、氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、学歴、職務経歴、面談記録、緊急連絡先、各種プログラムの評価、就職先としております。

処理させる情報項目の記録媒体は、紙及び電磁的媒体でございます。

【会 長】少し省略してご説明いただきたいと思います。

【消費者支援等担当課長】わかりました。受託理由につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

委託の内容。この事業の内容全てが委託の内容になっております。

委託の開始時期及び期限ですが、今年度は平成27年7月1日から28年3月31日まで。また来年度も継続する予定でございます。6月の審議会でご報告する予定でございましたが、残念ながら

ら本日になってしまいました。ご了承いただきたいと思います。

委託に当たり区が行う情報保護対策といたしまして、記載のとおりでございます。ただこちらのほうは、これからご報告いたしますが、この事業は再委託を予定しておりますので、委託先と再委託先の間の契約書、別紙2の特記事項を付すものです。

再委託については、また続けてご説明をいたします。今は委託のことについてのみご報告を申し上げます。

次に、受託事業者に行わせる情報保護対策ですが、記載のとおりでございます。特に、立入検査等もできること、全て記載しておりますので、この辺は徹底的にやってまいりたいと思っております。

それでは、続きまして、再委託についてご報告をいたします。

資料は、「件名 若者ワンステップ応援事業業務の再委託について」という資料をご覧ください。

再委託先は、NPO法人キズキでございます。

再委託に伴い事業者処理させる情報項目は同じでございますが、18歳以上39歳以下の一般就労を目指す若者に係る氏名、性別、学歴、職務経験、面談記録、各種プログラムの評価でございます。

処理させる情報項目は、記載のとおりでございます。

再委託の理由とあわせて、再委託の内容からご説明をいたします。またチラシのほうをご覧くださいまして、こちらの裏面のスケジュールのほうなんですけれども、「各種支援プログラム」、赤のラインで表示されている部分、こちらのプログラムにつきまして再委託をいたします。

再委託の理由ですが、こちらの再委託先は、不登校や中退等、困難を抱える若者の再スタート支援を目的として設置された団体であり、若者支援に対する専門的なノウハウ、技術や経験が豊富です。また当該団体は、東京都若者社会参加応援事業登録団体として社会体験活動を実施しておりまして、生活リズムの改善、さまざまなPCスキル・文章作成講座まで幅広いプログラム実施の実績を持っております。今回、各期7カ月の継続的個別支援を実施するものでございますが、この支援の中に、この専門性の高い各種プログラムを組み込むことで、さまざまな課題を抱えた若者に対して効果的に就労支援を行いたいと考えておりますので、当該団体に再委託をするものでございます。

再委託の開始時期及び期限ですが、平成27年7月13日から28年3月31日まで。来年度も継続

する予定でございます。本日、こちらの審議会でご報告の後、ご了承いただけましたら契約事務に入りたいと思っておる次第でございます。

再委託に当たり区が行う情報保護対策は記載のとおりでございますが、再委託先が収集した情報の管理・保管状況についても、必要に応じて直接区が立入検査をし、確認をいたします。

再委託先業者に行わせる情報保護対策ですが、先ほど申し上げました公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程及び公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程施行規則が整備されておりますので、それらに基づき適正に処理させるものでございます。

今回、再委託を含む事業でございますので、特に情報管理の徹底を図ってまいりたいと思っております。再委託先がこの事業に携わる場所も同じセンターの中でございますので、センターによる日常的な監査をしっかりと実施をするとともに、センターに対しては区から定期的に立ち入り、情報の保管状況の確認を行ってまいります。

また、再委託先に対しましても、必要に応じて区が直接報告を求め、契約内容が確実に遵守されているか監査し、情報管理を徹底してまいります。

どうぞよろしく願いいたします。

【会 長】 それでは、ご質問かご意見ございましたらどうぞ。

瀬川委員。

【瀬川委員】 概略は非常に納得いくように思うんですけども。私が確認したいのは、「うっかり」とか、「誤って」というのが、実は個人情報の漏えいの一つの大きな要因だと私は思っている。この「必要に応じて」、「定期的」なところを、もうちょっと具体的に教えてください。

【会 長】 わかりました。どうぞ説明してください。

【消費者支援等担当課長】 今のご質問はそのとおりだと思います。まず、この事業をするに当たりまして、私どもは、この事業のために新しくパソコンのほうを購入いたしまして、それはどこにもつながっていない、インターネットとは接続していない機械、そこだけの固定したもので、ワープロのようなものですね。そこで処理をさせるということを徹底してまいります。なので、外部流出ということは、まずないというふうに考えております。

それから、「定期的」ということなんですが、このプログラムが何期かに分かれて、進捗も見ながら、私どももこの事業を成功させたいと大変強く思っておりますので、それからこの財団も、私どもの同じ課の中にある、場所は離れておりますが、私どもの課として所属をしてい

る財団ですので、本当に日常的に、毎日のように連絡も取り合っておりますので、プログラムを1つ終了するところとか、月に2度とか、日常的にもやりとりをして、今日もその報告を受けたところなんですけれども、もしも、今のご指摘にもございましたように、こういうものを逆に日常的にやっているからこそ、例えば1週間に1度とか、「定期的」というものを少し明確にして、また安心感を高めていきたいと思っております。

【会 長】よろしゅうございますか、瀬川委員。

【瀬川委員】はい。

【会 長】ほかにご質問。

ひやま委員。

【ひやま委員】委託して、さらに再委託というところで、委託先のほうの情報項目と、再委託先の情報項目は当然削られていますよね。申込みは、もともとこれは勤労センターのほうに申込み・問合せという形で、そこで受けるわけですよね。その後、この再委託先のほうに情報が行くわけなんですけれども。これは、要するに生年月日等が再委託先にはなかったりとか、幾つか加工がされていると思うんですけれども、それは勤労センターのほうできちんとやって、どういう形でデータが送られるのか、その辺のところはどんな感じなんですか。

【会 長】ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】これは、建物が同じところでやるというのが本当に、場所も同じところで実施をいたしますので、センターの職員が受けた資料の中で、プログラムに応じて、例えば紙媒体であるとか、パソコンの内容であると思うんですが、その内容について必要のところだけプログラム、例えばその方の必要な支援というものが、一人一人支援計画も違ってきますので、この方にはこのプログラムは不要とあれば、そのプログラムに固有の情報であれば流さないと、必要最低限を切り出してプログラムとしてNPO法人のほうに伝えていく、その回答を得る、そういうようなことを繰り返して最後の就職を目指すというものでございます。

【会 長】どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】ということは、その内容をまずセンターのほうで精査した上で、再委託先のほうに流す。要するにその流す媒体は紙。

【会 長】どうぞ。

【消費者支援等担当課長】同じ場所でやっているのです、紙でも多分できるような話だと思います。ただ、一般的に記録をずっと、その方の面談記録であるとか、そういうものを電磁的媒体、いわゆるパソコンで処理をいたしますので、そのパソコンは共有のパソコンみたいな形で、パ

スワードを使いながら、職員は職員で使い、NPOの財団は財団で使えるというようなことで切分けをさせていただくというようなものでございます。

【会 長】ひやま委員どうぞ。

【ひやま委員】ということだと、先ほどから「同じ部屋、同じ部屋」というふうにいわれていますけれども、NPOの方もその部屋にいて、同じサーバーからのパソコンをセンターの方とNPOのほうの方が使うという理解なんですか。

【会 長】ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】さっき申し上げたように、インターネットとか、そういうものにつながるパソコンなんて、サーバーというのがどうなのかと、私は機械の言葉として「サーバーにつなぐ」という感じじゃなくて、その単独した固有の持ち運びのパソコンなんですけれども、そこでエリアが分かれて、ローカルエリアを幾つか持っているようなイメージで、NPOのパソコンのパスワードをかけている部分と、それから、もちろん同じ人を見て支援を行っていくわけなので、そう大きくは違わないんですが、例えばですが、財団の職員は最後の就職先まで必要ですけれども、例えば、NPOは別に支援のプログラムの結果が必要なのであって、就職先は知らないの、就職先を保管してあるようなデータは財団の職員しか開けられないようにするとか、そういうことで、限られた情報のみアクセス権を制約して、守っていくと、そんな仕組みでございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】要は、同じ室内でLANを組んでというような。その中で特定の情報だけ再委託先のほうに渡し、特定の情報だけ再委託先から帰ってきて、もう一度センターのほうでさらにそれを精査して、就職につなげていくというような形の理解でよろしいわけですね。

じゃ、そのデータ自体について、区のほうはどういう形でかわるんですか。

【会 長】ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】最終的に報告義務も、財団のほうから結果として上がってくるものとして、私たちが直接その方たちにかかわるということは、結果として何名就職に結びついたとか、そういうことでかわるというぐらいでございます。

【会 長】よろしいですか、ひやま委員。

【ひやま委員】その場合のデータはどういうやりとりをされるんですか。センターと新宿区の担当課のほうとでは。

【会 長】ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】私どものほうには、さっき申し上げたようにLANとかではつながっていないものなので、紙情報として、「こういう結果になりました」というふうに、個人情報も紙でこちらに報告を受けるというものでございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】ということは、このデータの全ての責任はそのセンター側が一括して持っているというような理解でよろしいわけですね。

【会 長】どうぞ。

【消費者支援等担当課長】大変失礼いたしました。そのとおりでございます。

【会 長】今のところだけれども、委託業務について、5番に、「委託業務の履行後、不要となった個人情報は、速やかに区に返還する」ということとの、今の説明はどういう関係。ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】大変失礼いたしました。今ご指摘いただきましたように、基本的に事業継続中には、私どもが直接その事業についてかかわるということはほとんどございません。ただ、全部終了した後、もうその事業にこの個人情報を使う必要がなくなった場合は、全て中を空っぽにして、中身のデータについては区のほうに返還するということになってございますので、ご指摘のとおり、私どものほうで責任を持って処理をするということになります。失礼いたしました。

【会 長】要するに、これは年2回行うんでしょう、第1期と2期。

【消費者支援等担当課長】はい。

【会 長】その1期ごとに、その事業は終了するという考えで返還させるという理解でいいですか。

【消費者支援等担当課長】はい、おっしゃるとおりでございます。

【会 長】ほかにご質問。

どうぞ、山田委員。

【山田委員】今の、これは報告事項ですのでいいんですが、4ページの再委託の一番最後の、再委託事業者に行わせる情報保護対策のここで、やはり業務終了後の、履行後の不要になったものの説明がちょっと足りません。したがって、同じ部屋にいましても、これはやはり委託は別々ですので、ここの、やっぱりこの1番、3ページの勤労者仕事センターの5番はきちんと書いてあります。したがって、この再委託のところについては適正管理だけしか書いておりませんので、この辺については事業終了後の、いわゆる消去あるいは廃棄等についてのことは

明記をして、ひとつ実施していただきたいということをお願いしておきます。

【会 長】よろしゅうございますか。

ほかに何か。

林委員。

【林委員】再委託先との間にもちゃんと契約書もとられるということで、お話を伺っていると、随分と区と業者との間には行き来が日常茶飯事あるようでして、交流もあるようですから、取りようによっては、これは易きに流れちゃう可能性もありますので。ゾーニングがちゃんとされているかどうかということなんです。絶対許さないということですね。契約書はきちんととられているといっても、そこをご注意いただきたい。

最後に伺いたいのは、NPO法人というのは非常にいろいろ問題がある組織なんですけれども。NPOといつか名前がついちゃうと一見安心しちゃうんですけれども、やっぱりNPOというのはなかなか油断のできない組織体でもあるんです。キズキは、随意契約ですから、業者指定は誰がどういう形で、選んだのか、従業員というか、実際にパソコンを扱うような人が、どのような人がどういう形で扱って、日常業務をどうやっているか。それからコンプライアンスはどうなっているかというような。最後はこういうところから漏れてきますので。このキズキはどのような会社なんでしょうか。以上です。

【会 長】ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】NPOキズキなんですけど、先ほど財団で若年者就労支援室という、広く新宿にたくさんNPOの団体等もございまして、そこでも日ごろ活動ぶりをつぶさに、運営状況も知っている団体ではございますが、東京都のほうの事業もやっているような、ちゃんとしたところでございますが、個人情報保護方針も持っております。

個人情報の管理につきましても、スタッフがきちんと適切な研修指導を受けておりまして、特にこういう非常に、このNPO法人が大体そういう支援を目的として設立されていますので、特にプライバシーに対しては配慮が必要な方を対象とした事業ですので、この辺は研修、それからスタッフの取扱いが、かなり充実しているNPOでございます。

【会 長】この委託先のセンター、一応公益財団法人なので、どちらかというとしっかりしている組織だろうという理解をしているんですけれども。それから、NPO法人のキズキ、これは大体どれくらい的人数で、メンバーは移動が多いところかどうかはどうでしょうか。

【消費者支援等担当課長】申し訳ございません、人数までは把握してございません。

【会 長】何か一緒にやっているみたいに聞こえていたから。日ごろ見ておられるのかなと

思った。そういうことではないのですね。

【消費者支援等担当課長】事務局を運営しておりますので、いつも代表者の方とお話をさせていただいて、代表者会議に2名、3名と代表者の方はお見えになるんですが、その方たちが実際何名の団体でということは直接お聞きする機会はなかったなので、申し訳ございません。

【会長】結局、委託したり再委託。要するにルールをつくっても、どんどん変わっていったら、やっぱり情報が漏れる可能性が強いで、やっぱり人の移動の多い組織というのは、いくら公益法人だとか、今まで一応問題がなかったとしても、やっぱり危険が多いですよ。だからメンバーが交代しているかどうかは、日常の感じとして気をつけていただきたいなというふうに思います。

鍋島委員。

【鍋島委員】ここの委託先のところのキズキの後に、随意契約だけならわかるんですけども、「業者指定」となっていると。このキズキのほかに、また違う業者を指定しているのが、この括弧の中が、私はよくわからないのでお教えください。

【会長】ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】この記載なんですけれども、この業者指定をした随意契約ですということでございます、失礼いたしました。

【会長】特別な意味はないということですよ。随意契約だというだけの意味。

【鍋島委員】理解しました。

【会長】三雲委員。

【三雲委員】一台のパソコンを委託先と再委託先で共有していると。パーティションを切分けて、パスワードをかけて、片方は他方のパーティションには入れないようにするというお話だったんですけども、なぜ1台のパソコンを、この事業をするために共有することになったのか、そういう必要について、まず1点教えていただきたいというのが一つと、あともう一つ教えていただきたいのは、これは些細なお話なのですが、別紙による特記事項ですね、立入り調査ができるというふうになっていて、ここでは甲乙丙というのがあって、甲が新宿区、乙が委託先、丙が再委託先だと思うんですけども、委託先である乙が立入り調査をすることについては、13項の監査に「立入調査等」というふうに書かれているんです。新宿区が立入り調査ができるかどうかというところについては、16項に「調査を行い」となっているんですが、そこで読み取れるという意味でよろしいのでしょうか。

【会長】ご説明ください。



【消費者支援等担当課長】ご指摘ありがとうございます。まず1つ目の、パソコンが1台というのは、さっき申し上げたように、実はもう財団のほうは当然インターネットにつながったパソコンがあるんですが、今回この事業をするに当たって、1台別途購入をしているということで、スタンドアローンのものがあるので、スペース的にもそれを2台は置けないんです。それで、その1台で切り分けて使うということでございます。

それから、立入検査に関しましては、確かに表現はそうなっていて、私もこのところは確認をしたんですが、ここで中に立ち入るということも、同じスペースの中なのでできるということで、それも確認をとってございます。記載がわかりにくくて申し訳ございません。

【会長】わかりました。よろしいですか。

ほかに質問かご意見。

佐藤委員。

【佐藤委員】先ほどのに関連して1点だけお聞きしますけれども、このNPO法人キズキなんですけど、随契による業者指定ということは、先ほど説明があったように、よほどそういうセキュリティがしっかりしているとか、そういうことだと思うんですけども。こういう不登校やいろんな方を対象にしたNPO法人は結構ございまして、活動としては非常に立派な活動をしている団体も、私の知っているところで多々あるんですけども。もう一度、この随契で業者指定にしたということの理由を聞かせていただきたいんですが。さっきは、代表者の方がよく事務所に来るとか、そういう話だったんですけども。一方で、どれぐらいの人数がいるか掌握していないということもあったので、ちょっと不安に思っって質問しました。

【会長】ご説明ください。

【消費者支援等担当課長】まず一つは、委員おっしゃるように、確かにNPO法人、たくさん支援しているNPOの方はいらっしゃるんですが、それぞれ得意分野がいろいろ違うんです。ここの特徴は、やはりこういうプログラムに強い。カウンセリングに強いところとか、親子でのカウンセリングに強いとかいろいろあるんですが、こういうスキルアップのプログラムが充実しているということで、以前プロポーザルで、違う事業で、やはり委託でこういう支援事業をしたときに、やはりそのときにはプロポーザルで受けたときに、ここが一番事業内容が良かったというところの経緯もございまして、今回補正を組んで、時間もなかったというところも正直あるんですが、ここには信頼感があるという意味で、プログラムの充実とか、それからそういった意味でも、前回プロポーザルのところでもいい結果を上げておりましたので、指定したというところでございます。

【佐藤委員】わかりました。

【会 長】よろしいですか。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、本件は了承ということで終了いたします。

次に、資料14、がん患者・家族のための支援講座の実施に係る委託についてであります。

それでは、ご説明ください。

【健康推進課長】健康推進課長でございます。

まず、ご報告する前に、本報告事項につきましては、本来ですと平成24年の実施に向けまして報告すべきところでしたが、この度報告ということになりました。誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことがないように、しっかりと指導してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ご説明に入らせていただきます。がん患者・家族のための支援講座の実施に係る委託についてでございます。

2ページをご覧いただきまして、事業の概要ですが、区内のがん患者の療養、緩和ケアについて、区内のがん患者、それから家族、関係者に理解を促進するために、がん患者・家族のための支援講座を年2回、暮らしの保健室、戸山ハイツにある民間の施設、あるいは地域センターを利用して、定員30名で、事業者に委託して行うものでございます。

3ページをご覧いただきたいんですが、委託先は株式会社ケアーズ。これは先ほどご説明した暮らしの保健室を運営している企業でございます。

それから、委託に伴い処理させます情報項目でございますけれども、これは申込者が直接申込みをさせますが、そのときの申込者の氏名、それから関係者でありますと、職業ですとか所属、あるいは本人とのご関係と連絡先の電話番号を取得させるものでございます。

この記憶媒体につきましては、講座参加者名簿という形で、紙媒体として利用させていただきます。

それから、委託の理由でございますけれども、この委託先につきましては、既に在宅療養相談窓口事業に関する相談業務を受諾しているという事業者でございます。またこれに加えて、在宅療養中のがん患者の支援ですとか、さまざまながん療養に関する講演も独自に行っている実績もあるというところから、委託をさせていただくものでございます。

それから、委託内容につきましては、年2回の講座の実施ということでございます。

それから、実施期間は、大変恐縮でございました、28年2月29日まで、以降継続という形でさせていただければと思います。

それから、委託に当たりましての情報保護対策につきましては、記載のとおりでございます。

それから、受託事業者に行わせる情報保護対策ですが、提供された情報、これは紙ですが、施錠できる金庫に保管させまして、終了後は、その申込書につきましては区に返還させまして、何も個人情報に残らないという形の措置を講じるものでございます。

以上、雑駁でございますが、報告を終わらせていただきます。

【会 長】ご意見かご質問はございますか。

三雲委員。

【三雲委員】2点ございまして、平成24年から株式会社ケアーズに委託がされていたのかという点と、平成24年以降、今日まで、個人情報の漏えいといった事故が起こっていないかと、その点を確認させてください。

【会 長】ご説明ください。

【健康推進課長】1点目はご指摘のとおりでございます。それから、2点目の漏えい事故は一切ございません。

【会 長】ほかにご質問は。

ございませんか。

佐藤委員どうぞ。

【佐藤委員】1点だけ。これは紙媒体ということなのですが、もちろんこれはパソコンを使っている処理するわけなんですけれども、最後の保護対策で、手渡しにより提出されるということは、これは紙だけを受け取るということなんですか。例えば、パソコンそのものはチェックしないんですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康推進課長】パソコンの利用につきましては、利用者のフォーマットだけをつくって、申込者については打ち込まないで、肉筆で記載させます。したがって、その紙をそのままらって。情報は持たせないという状況でございます。

【佐藤委員】わかりました。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これも報告ということですので、了承ということでよろしゅうございま

すか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、本件は了承ということで終了いたします。

次は、資料15、社会保障・税番号制度の導入（個人番号の利用開始）に伴う後期高齢者医療システムの情報項目の追加等についてであります。

それでは、説明をお願いいたします。

【高齢者医療担当課長】それでは、説明をさせていただきます。

社会保障・税番号制度の導入に伴う後期高齢者医療システムの情報項目の追加と、それに伴う業務委託について、それぞれ諮問、報告をさせていただくものでございます。なお、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報保護評価書、いわゆるPIAでございますが、これにつきましては6月1日、第1回の本審議会でご報告をさせていただいているところでございます。

それでは、3ページをお願いいたします。

まず、後期高齢者医療システムの情報項目の追加でございます。

「記録される情報項目」欄の「2 記録項目」の部分をご覧ください。今回新たに記録される情報項目は、（1）区システムと、（2）データ連携インターフェースの、それぞれの住民基本台帳情報の記録項目に個人番号を追加をするものでございます。なお、個人番号の授受の流れにつきましては、後ほどご説明をいたします。

次に、一番下の「新規開発・追加・変更の時期」の欄をお願いいたします。本審議会でご承認がいただけましたならば、個人番号に関するシステム変更に着手をいたしまして、10月には仮稼働、個人番号の利用が開始をされる平成28年1月から本稼働の予定となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

こちらは業務委託についてでございます。

委託先は、ご覧のとおり株式会社ジーシーシー。現在の区システムの導入業者でございますが、当該業者以外に本委託業務を行うことは困難であるため、特命随意契約になるものでございます。

委託の内容につきましては、先ほどの繰返しとなりますが、後期高齢者医療システム、区システムと、データ連携インターフェースに個人番号の項目を追加する、そういった業務でございます。

なお、委託に当たりましては、記載のとおり受託事業者個人情報保護対策を十分に行わせ

るとともに、区としても厳格な対策を講じてまいります。

それでは、個人番号の授受の流れにつきましては、資料15-1をもとにご説明をさせていただきます。

資料15-1の、ちょうど右下のところ、黒枠の記書きというか、説明文がございますが、こちらをご説明いたします。

まず、本人から個人番号を、私どもが窓口等で提示をされた際に、区システムの操作端末にこの個人番号を入力をする。そうしますと、上の図にございますように、高齢者医療システムサーバーを介しまして、団体内統合宛名等システムに、個人番号をキーに住民番号を照会をする。回答された住民番号により、個人番号が本人のものであることを確認いたします。

なお、高齢者医療システムサーバーには、個人番号の入力後、団体内統合宛名等システムに照会するまでの間、個人番号が記録されるということでございまして、逆に申し上げますと、こういった照会が1件終わりますと、記録は残らないということでございます。

このように、個人番号につきましては、必要に応じて個別に検索、あるいは活用をするという使い方がベースとなります。

また、このシステムで個人番号を常時保有するのではなく、区として今後開発をする団体内統合宛名等システムの中で一元的に管理されるものでございます。

以上で説明を終了いたします。

【会 長】これは要するに、今、資料15-1で説明を受けたことをするために項目を追加するんだということですか。それだけの理解でいいですか。

【高齢者医療担当課長】システムの開発、あるいは委託については、もうまさしくご指摘のように、その個人番号で項目を追加するという1点のみでございます。

【会 長】要するに、誰かから個人番号を聞き取ったときに、その個人番号がその人のものかどうか、それを問合せをして、返ってくる住民番号を見れば、その人がAならAのはずなのにBだったみたいなことがわかったら、あなたの申し出た個人番号は違いますよとか、あなたは本人じゃないですねと、そういうことを言いたいということですか。

【高齢者医療担当課長】今のご指摘でございますけれども、確かに、国等で私どものほうに、いわゆるなりすましの防止という観点では、そういった形での話がおりにきているという部分はございます。その上で具体的な運用ということでございますけれども、特に私どもにつきましては75歳以上の方が対象になるといった中で、この個人番号を、仮に正確に記載がされなかったからといって、それで照合がうまくいかない。したがって、例えば申請ができないとかと

いうふうになってしまうと、ある意味これは本末転倒になってしまうだろうといったような、基本的には認識を持っております。

そういった中で、今後具体的な申請について、どのようにしていけばこういったなりすましも防止ができ、かつ後期高齢者の皆様の申請に対する負担が必要以上にかからないようにするといったところで工夫をし、努力をしなければならないかなというふうに考えてございます。

【会長】 今後は、その本人の確認の場合は、個人番号から入らないといけないんですか。住民だとか、自分の氏名、生年月日というような感じで、手続とかそういうことはできなくなるんですか。ご説明ください。

【高齢者医療担当課長】 各種の手続がございますが、その中で、例えば、国の規則様式で定められた、例えば高額療養費の申請等々については、従来は、例えば氏名であるとか、被保険者番号等を記載をした申請書を提出しなければいけないというくぶりでしたが、ここに個人番号というのが付加されるというふうになり、そして様式自体も、個人番号の欄が追記されるという形になります。

ただ、国のほうの規則で定められていないその他の届出もございますので、そういったところについては、基本的にはその様式改正等を行わないという基本方針になるかなというふうに考えております。

【会長】 個人番号を書く欄のある手続については、個人番号が正確に表示されないと、その手続はできないということになりますか。

【高齢者医療担当課長】 このあたりについては、私どもも今これからどういう形でやっていこうかということ考えている最中でございますが、今、会長がご心配いただいたように、そこが間違えているからといって申請手続ができないということは、これはもう本末転倒だろうと思っておりますので、そういった大前提のもと、一方ではなりすましも防止するという形で、どのようにしたらいいかということ考えていかなくはないかなと思っております。

それから、あと、今までも申請があった際に、当然個人番号はない状態で、今受付けておりますので、そういった意味では、必ずしも個人番号からしか検索をしないというような形にする必要はないと思っておりますので、従来のやり方もあるでしょうし、個人番号から引っ張ると、必要に応じてその辺は個別にやっていくというふうになるのかなと考えております。

【会長】 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

伊藤委員。

【伊藤委員】 質問なんですけれども、システムの件に関して、システムは今回開発をするとい

うお話だったんですけれども、そのシステムの部分というのは、この項目を追加するというのは、多分データベースのテーブルなどを追加するという意味だと思うんですけれども、例えば、ボタンをクリックするぐらいでその項目が追加できるのか、それともコードを書いて開発をするのかというのは、ちなみにどちらでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者医療担当課長】基本的には後者という形で、さまざまなプログラムをつくるという形になろうかと思えます。補足で説明をさせていただきますと、大きく分けて2つのシステムがありまして、一つは全国共通の、後期高齢者の医療に関する標準システムというのがあります。そのほかに、区独自で開発をしている区のシステムがあります。この後者の区システムを活用し、具体的には当区の、例えば住民基本台帳の移動データとかといったものを、一旦この区の独自に開発したシステムに流し込んで、それを全国共通のシステムに反映させられるように、インターフェースを介して構築をしていくということになります。そういう意味では、確かに項目の追加1つだけなんですけれども、その辺の環境設定等々も含めると、それなりの事務量にはなるというふうに考えております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】もうちょっと質問させていただきますと、これはダミーデータを使って開発するというふうには書いてあるんですけれども、例えばこの個人番号の利用が開始するというのを想定する前にシステムをつくっていたとしたら、なかなか一切手を触れずにそのダミーデータでやるというのも、そういう状況だと難しいのかなと思うんですけれども。もともとデータベースとアプリケーションを完全に分離されていて管理をされていたのかということと、あと、開発をする際にダミーデータでやるというのはわかるんですけれども、そのダミーデータをもって外部で開発したものをまた新宿区に持ってきて開発をするのか、それとも新宿区内で、この役所の中でエンジニアが来て開発するのかという、常駐型になるのかというのはどちらでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者医療担当課長】まず、アプリとデータの管理については、基本的に分けるような形でこれまでもやってまいりましたが、そういう形で踏襲をしていきたいと考えております。それから、作業につきましては、基本的には当課のほうに来ていただいて、そこで作業をしていただくということで想定をしております。それから、ダミーデータをどういう形で活用するかということについては、まだ個人情報に関する使用はこれからなんですけれども、ダミーデータ

そのものをつくるためのアプリケーションソフト等もあるといったようなことも伺っていますので、そういった中で我々のシステムに一番ふさわしいダミーデータを活用していくといったような形で業者には指示をしているところでございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】これで最後になると思うんですけども。最後に、実際にダミーデータを使って開発をした後に、高齢者医療担当課においてデータのセットアップが行われるということなんですけれども、この区職員の方が実際に行う作業というのは、コードを書いて、それを実行してセットアップをするというところまでやるのか、「立ち会うこととする」というふうに書いてあるんですけども、実際の手を動かすところまで職員の方がなさるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者医療担当課長】これについては、今後のいわゆる作業の進捗状況にもかかってくるかなというふうには思っているんですが、基本的には、システムの開発そのものにつきましては業者に委託しておりますので、そういった作業は業者をお願いをするといった中で、職員のほうは、いわゆるその監督というか、チェックというか、理想的には、もうそれだけになるのが一番いいと思うんですが。ただ、なかなかケースバイケースで、そのとおりにいかないところもあると思いますので、そこは職員も自ら見ながらといったことも、当然想定はされるかなというふうに考えております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ちょっと気になったのが、この「個人情報に触れさせない」と書いてあって、このデータのセットアップのときはどうするんだという、そこがちょっと気になったんで、そこですね。触れるのは、私はしょうがないというふうに思っている立場なんですけれども、そこは立場をはっきりしたほうがいいのかというふうに、最後は意見なんですけれども。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者医療担当課長】今、個人情報についてのご心配をいただくご意見でございました。個人情報そのものについては、業者のほうはダミーデータを使って開発をする。開発が終わった後のセットアップ等のチェックについては、実際に個人情報を使ったやりとりが必要な場合は職員の方でやるということで、厳格に対応してまいりたいと思います。

【会 長】ほかにご質問。

瀬川委員。

【瀬川委員】3ページの四角では3つ目の中で、米印の「なお、個人情報は、区システム内に



は常時保有しない。」と書いてあるんですけれども。資料15-1のところでも、個人情報の番号がなくなると言われたのか、ちょっとわかんないんですけれども。質問は、まず、保有しない理由というのは为什么呢かというのと、それから先ほど、消えたというのは、現実に消去しないというんでしょうからしないんでしょうけれども、理由を聞いてからですけれども。消去するんですか。それとも、このコンピューターは新しいというより、やってもこれがログとかに残らないようなところなんですか、その2つをまず教えていただけますか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者医療担当課長】まず、保有しない理由ということでございますけれども、これについては、区全体として個人番号の管理というような、個別に蓄積をするのではなく、統合宛名等システムというところで管理をするということで、ここでリスク軽減ということでございます。

それから、先ほどちょっと説明が不明瞭だったかもしれません、申し訳ありません。先ほどの例では、お客様がいらっしゃった。例えば、個人番号カードを提示しながら記入される。それを私どもで検索をする。本人確認ができた。お客様が帰られる。1人の手続が終わりました。ということになると、その画面を初期画面に戻して、要するに仕事が1つ終わりますから。そういう形になると、検索をした個人番号はもう残っていないということになりますが、ただ、ログとしては、当然のことながら残るということでございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。

鍋島委員。

【鍋島委員】これはこれでいいと思うんですけれども、年金の流出で個人情報のことで、私もずっと聞いて思っておりましたら、何かパスワードを設定するのを設定していなかつたというので、これはこのシステムだけじゃないんですけれども、変えるときは、ともかく新宿区はパスワードを嫌というほどつけて、必ず私は前に流出すると、消費生活センターにと思って、どんなことをやっても悪い人は入ってきますから。パスワードだけはシステムのときに、お宅だけじゃなくてほかの課でもつけていただきたいと。個人情報の年金でお願いします。

【会 長】年金問題は、その中でパスワードを扱うので後ですることにして、本件について何かご意見がありましたらどうぞ。ご説明。何かありますか。

【高齢者医療担当課長】それでは、パスワードについては、現在でも厳格に行っておりますが、今後も引続きやってまいりますし、そのパスワードも、例えば時期が来たら新しいパスワードにするとか、そういったことも含めて検討してまいりたいと思います。

【会 長】ほかにご質問、ご意見。

佐藤委員どうぞ。

【佐藤委員】先ほど、委託先のジーシーシーについて、特命随意契約による業者指定ということなんですが、ここしかないというご説明があったんですけども、その根拠を教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者医療担当課長】実体面で、まず申し上げますと、平成20年にシステムを導入した。そのときの開発業者がジーシーシーであるということでございます。必然的に、そこから導き出されてくる、法的な理由等々でいきますと、例えば著作権の問題とかそういったことも含めて、技術的な面、それから法的な面、現実はこの納期の中で開発をするといったことになれば、この業者以外には困難であるというふうに考えております。

【佐藤委員】わかりました。

【会 長】よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、本件は報告事項と諮問事項とがございまして。項目の追加が諮問事項なので、2つございますので、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、本件はそういうことで終了いたします。

事務局どうぞ。

【区政情報課長】これからの進行でございますけれども、まず、今鍋島委員からもお話がございました日本年金機構の、今回情報漏えいの事故が大きく報道されてございますので、この個人番号の導入に伴いまして、全体的なシステム上のセキュリティーについて、情報政策課長のほうから概略をご説明させていただいた後に、税を含めます3本の特定個人情報保護評価書の報告といったことを通してご説明をさせていただいて、一括でご質問いただくような形でお願いができればというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

【会 長】じゃ、ずっとその説明が続くということでもいいですね。この、今の年金問題も一緒にといいですか。

それじゃ、とりあえず説明をお願いしようと思います。

まず最初は、日本年金機構情報漏えい事故に係る問題点と新宿区の対策状況についてご説明をお願いいたします。

【情報政策課長】 それでは、お手元に参考資料が3枚あるかと思います。A4縦型の文字が書いてあるもの。それからカラー刷りの横書きの参考資料1と参考資料2というものがございます。基本的にこの文書のほうでご説明申し上げますけれども、その都度、参考資料1、参考資料2のほうを見ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、事件の概略からご報告させていただきます。

(1) マルウェア感染を意図した添付ファイルを開封して、端末がウイルスに感染してしまった。そして、ファイル共有サーバーに保存されていた重要情報が窃取されてしまった。

被害の経過でございますけれども、5月8日から5月18日に複数の職員端末へのウイルス感染を確認し、5月28日に個人情報の外部流出が判明した。6月1日にウイルス感染及び外部への情報流出の発表があったということでございます。

被害の内容としましては、職員の端末が不正アクセスを受けて、年金受給者の個人情報125万件が流出してしまった。重複を除き、約101万人を超える数が出ていってしまったというような事件の概略でございます。

それでは、日本年金機構、この事故の主な問題点として考えられるものは何かというところについて、情報政策課のほうで考えてございますので、ご説明申し上げます。

まず、参考資料1をあわせてご覧いただければというふうに考えてございます。

まず、問題点1ですけれども、パスワードによる認証は機能していたのか。それからウイルス対策ソフトは最新のものだったのかということとを挙げてあります。図のほうで申し上げますと、一番左側の黄色い吹出しが2つ縦に並んでおりますけれども、問題1、下のほうにも問題1と、ウイルス対策は最新だったのかという吹出しが書いてございます。

まずこれを問題視したのが、まずパスワードによる認証のほうについては、情報システムにアクセスするためのID、パスワード管理には、何も報告がされていないんです。ファイルサーバーについてのパスワードをつけなさいという指示はあったようですが、まず入口の時点でのパスワードの管理、IDの管理というものについて何も触れていなかったものですから、まずこの辺についての認証は機能していたのかどうかということが問題点の1です。

そして、報道によりますと、5月8日の発見時、既存のウイルス対策ソフトで検知されてはいないんです。5月12日に最新のものに更新したということから、ウイルス対策が最新のものだったのかというふうな疑問が出てまいります。運用管理の当局のシステム統制が不十分でなかったのかなというところが、この問題点の1でございます。

あくまでも報道だけの話で、実際に年金機構のほうについてのシステムはこういうものであ

ったのかというのがどうかわかりませんが、まず、この想定で書いてあるこの参考資料 1 のところに書いてありますように、真ん中の年金機構のオレンジのラインというのは、業務システム、年金ネット、記録管理から一番下の即時システムまで、ここが隔離されているというふうな説明がありました。けれども、隔離されていると仕事上不便なために、ここから情報が容易に取り出せる、またそうしてその情報がファイルサーバー、これはみんなで見られるファイルというような位置づけなんでしょうけれども、そこで誰でも情報が利用可能だったのかというところが、疑問が出てまいりました。

それから、第 3 点目。不審な通信を監視・遮断する仕組みがなくて、外部に情報漏えいをしてしまったということですが、報道ですと 5 月 21 日から 23 日にかけて、年金機構事務管理部パソコン 2 台から外部へ大量の通信があった。それから 23 日も 19 台から大量の情報漏えいが、通信があったということが、後になってわかっているということから、標的型攻撃対策というものがなされていなかったのではないかという疑問が出てまいりました。

そこで、新宿区の体制はどういうことかということで、3 番になります。参考資料 2 のほうになりますけれども、それぞれ新宿区での対応状況ですが、黄色い吹き出しに書いてございます。

対策 1 としまして、パスワードについては厳格なパスワード認証を実施しまして、その認証にも複雑性、定期的な変更を強制するようにしているような状況でございます。また、常に最新のウイルス対策ソフトを適用しまして、システムによる自動更新スキャンを実施しております。

さらに、問題点 2 に対応します対策 2 でございますけれども、対策 2 につきましては、サーバーからの情報の持出しを制限しております。外部媒体という、フラッシュであるとか光ディスク、そういうものを使えなくしたり、パソコンへの保存を不可にしております。それから、職員が利用できる情報の範囲を限定したファイルサーバーというものを利用してございます。

対策 3 としましては問題点 3 に対応してございますが、標的型攻撃対策につきましては、不審な通信を監視し、遮断して、情報漏えいを未然に防止するように、標的型攻撃対策を行ってございます。

以上のような物理的な統制の強化、機械的な制限ですが、こういうものを強化してございます。

さらに、その他として書いてございますが、機械的な統制だけではなく、各職員個人の、人

の操作によるものですから、人の操作によるセキュリティーの対策といたしまして、全職員を対象とした情報セキュリティーの自己チェック、それから情報セキュリティー内部監査、外部監査、さらに不審メール受信時の対応訓練、以上のようなさまざまな対策を継続的に講じまして、職員の情報のセキュリティーに対する意識の向上というものを図りながら、セキュリティー事故防止に万全を期しているという状況でございます。

以上でございます。

【税務課長】引き続きまして、地方税に関する事務における特定個人情報保護評価につきましてご説明をさせていただきます。

説明をさせていただく前に、本日、資料番号17-9というものを机上配付させていただいています。資料が遅れましたことにつきましてお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。内容の説明の前に少しお時間をいただきまして、税務情報トータルシステムの概要と、税務事務におけるマイナンバーの利用等についてお話をさせていただきます。

資料番号、今お話ししました資料17-9の上段をご覧ください。税務情報トータルシステムの概要について図式化したものでございます。青枠の中が区内のシステムになります。その中の左側の白抜き部分をご覧ください。①の住民税賦課情報ファイル、軽自動車税管理情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納整理管理情報ファイルの4つのファイルで税務関係情報ファイルが形成されています。これらのファイルを管理しているものを総称しまして、「税務情報トータルシステム」と呼んでございます。

続きまして、報道等により既にご承知のことと思いますが、税務における個人番号の利用開始は平成28年所得分からになります。翌年度課税になります特別区民税、都民税は平成29年度課税分からとなります。多くの方は、平成29年2月から3月の確定申告時期に、個人番号を記載した申告書を提出していただくこととなります。

また、個人番号の利用については、一例ですけれども、子供がいる家庭では、児童手当の毎年の現況届の手続の際に求められています課税証明書の添付省略などが可能となります。区民の方々の利便性の向上や事務手続の簡素化につながります。

さて、この情報のやりとりにつきましてですけれども、先ほど情報政策課長から説明がありました統合宛名システムを通じてのやりとりになるわけですが、ひもづけされた個人データを全て回答するのではなく、照会された内容と法令に照らし合わせて必要な情報のみ、ひもづけ

して回答するシステムになります。

資料17-9の下段、「情報提供ネットワークを通じた情報連携」をご覧ください。表中の若草色の部分は新宿区、オレンジ色の部分は他自治体でございます。例えば、①の個人住民税の配偶者等控除の適用のために他区市町村から照会する場合には、情報データベースの中から照会された内容と法令に照らし合わせまして、提供できる情報である大きな若草色の枠の中ですね、合計所得金額、給与専従者収入額、控除対象配偶者、扶養控除対象者、専従者控除額の情報のみをひもづけして回答するシステムになってございます。

②の健康保険料の賦課のために他区市町村から照会される場合につきましては、同じように、照会された内容と法令に照らし合わせて、2番目のところになりますけれども、提供できる情報、総所得金額、給与所得額、給与専従者収入額以下、右側にたくさんの情報がありますけれども、この情報のみをひもづけして回答するシステムになってございます。

あともう一つ、③の生活保護に基づく賦課状況等の調査のために他区市町村等が照会する場合につきましても、同じように、照会された内容と法令に照らし合わせて提供できる情報、収入金額、所得金額、申告書の有無、所得の有無、給与支払者の名称以下、記載の情報のみをひもづけして回答する、そのようなシステムになってございます。

それでは、資料17-1をご覧くださいと思います。

2(1)の対象事務の根拠は記載のとおりでございまして、次に(2)しきい値判断でございまして。資料17-8をご覧ください。

真ん中の赤枠の中に記載のとおり、特定個人情報の取扱いケースにより評価項目が変わります。税務事務における取扱いは、課税者及び被扶養者を合わせますと30万人以上となるため、図の赤で示した30万以上の矢印の下のとおり、全項目評価を行うことになってございます。

(3)の特定個人情報保護評価書(素案)については、資料17-2のとおり作成をいたしました。130ページを超える分厚い資料となることから、資料17-3、こういう表になります。これをご覧くださいと思います。

税務に関する事務における特定個人情報保護評価(素案)の概要の要約版を作成しました。本日はこの資料を使って説明をさせていただきます。

Iの基本情報でございます。事務の内容、使用システム、特定個人情報ファイルの扱う理由などを記載してございます。本編の3ページから16ページに記載してございます。

IIの特定個人情報ファイルの概要につきましては、1の基本情報に対象人数・本人の範囲、記録されている項目等について記載してございます。

2の入手・使用では、入手する情報の入手先、3の委託では、委託や再委託先があるのかを記載しています。4の提供・移転は、保有しているデータを追求することがあるのか、もしくは庁内でデータを移転することにより、住民サービスを向上させることができるのかを記載してございます。5の保管・消去では、その他のデータをどこに保管し、どのように消去するのかを記載しています。本編の17～87ページに記載してございます。

(4)に、本編の88ページから129ページの、Ⅲの取扱いプロセスにおけるリスク対策について説明をさせていただいています。ここでは、地方税に関する事務で保有するファイルを取り扱う中で、リスクについて記載しています。

ここが肝になる部分でもございますので、資料17-4、この色つきの表をご覧いただきたいと思います。

表頭は、税務課が保有する4つの特定個人情報ファイル、先ほど申し上げた4情報ファイルでございます。それごとに、情報の取扱い別にまとめたものでございます。ここでは、表側にある特定個人情報の入手を例にご説明をさせていただきます。特定個人情報の入手につきましては、全項目評価書の10ページをご覧いただきたいと思います。

図の上に記載しました青枠の「区民」、「給与支払者」、「年金支払者」、「国税庁」、「他自治体」から、黄色い矢印によって特定個人情報が入手されることになってございます。

また戻っていただきまして、まず、各ファイルの共通の対策としまして、届出の窓口において地方税法、新宿区特別区税条例等に従って、申告内容や本人確認書類の確認を厳格に行いまして、対象者以外の情報の入手を防止します。申告書等は入力及び照会をした後は、鍵つきの書庫に保管をしまして、情報の漏えい、紛失を防止します。また、黄色い枠で示しました住民税賦課情報ファイルの特別な対策として、審査システムでは申告書の手続を行おうとしている者以外には情報を受け付けないようにシステムで制御されています。なお、e L T A Xを利用するためには、利用届出書を提出して利用者の暗証番号を取得しなければならず、利用届の提出や申告データを送信する際に、電子証明書によって電子証明を行う。このことでなりすましを防止するという対策をとってございます。

(5)に、その他のリスク対策としまして、自己点検、監査、従事者に対する教育・啓発等について、本編の130ページに記載しているところでございます。

(6)には開示請求、問い合わせとして、特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて、本編の131ページに記載してございます。

(7)に、評価実施手続としまして、特定個人情報保護評価書の意見聴取の方法等、手続に

ついて本編の132ページに記載しているところでございます。

最後に、パブリックコメントの実施についてでございますけれども、新宿区パブリックコメント制度を活用しまして、特定個人情報保護評価書（素案）に対する意見を募集します。実施期間、周知方法は記載のとおりでございます。

閲覧資料は、先ほどの資料17-1の裏面のほうをご覧いただきたいと思います。閲覧資料17-5の意見募集概要、先ほど説明で使用しました特定個人情報保護評価書の素案とその概要。資料17-4のリスク対策の主な内容。資料17-6の用語説明、資料17-7のパブリックコメントの意見用紙でございます。

閲覧・配布場所は、税務課、広聴担当課など記載のとおりでございます。

意見の提出方法は、郵送のほか、ファクス、税務課の窓口持参及びホームページで受け付けてございます。

4の今後のスケジュールでございますけれども、本日、個人情報審議会へ評価書の素案の報告を行いましたので、今後はパブリックコメントの開始を7月15日から8月13日までの期間行いまして、9月中に第三者点検を済ませた後、各種会議を済ませ、後に11月4日に行われます当審議会に評価書の報告をさせていただいて、その後、常任委員会、11月中旬には特定個人情報保護評価委員会へ評価書を提出しまして、11月下旬に評価書の公表を行う予定でございます。

以上でございます。

【会長】続けてご説明ください。

【医療保険年金課長】それでは、資料18及び資料19についてご報告いたします。

特定個人情報保護評価及びパブリックコメントに関する基本的な点は税務課と同様ですので、違いのある主な点についてご説明いたします。

まず初めに、資料18、国民健康保険に関する事務に関してです。

まず、資料18-1をご覧ください。

特定個人情報保護評価の概要ということで、表の真ん中よりちょっと上に、項番1という形で記載があります。そこの(3)特定個人情報保護評価の対象というのがあります。私どものほうは、国民健康保険に関する事務においては、国民健康保険情報ファイルというファイルを取り扱うという形になります。

続けて、そのページの一番下のところ。 (2)しきい値判断というところがございまして、ご覧ください。しきい値判断に関する説明は、既にさせていただきました。この点で国民健康保険関係については、記載のような形で平成27年4月1日現在の対象者数が10万5,575人、



取扱者が280人ということがございますけれども、区の方針ということで、全項目評価という形で取り扱うということになっております。

次に、資料18-2をご覧ください。

これは評価書になります。評価書の構成としては、非常にこれはボリュームがございます。57ページにわたりますけれども、19ページまでは資格や給付など、事務の内容についての基本情報。それから20ページから44ページまでは、情報の入手から使用、保管までについて、特定個人情報ファイルの概要。そして、45ページ以降についてはリスク対策等について記載しております。

資料18-3にこの評価書の概要というのをまとめさせていただいております。

また、リスク対策の部分が非常に重要でございますので、この部分については資料18-4のほうに概要という形でまとめさせていただいております。

それでは、資料18-2、評価書ですね、分厚いホチキスどめになっているかと思えますけれども、そちらの16ページをご覧ください。

国民健康保険の業務も、先ほどのように資格から給付と多種多様にわたるわけですが、16ページについては保険料の賦課（計算）に関する事務ということで、実際に国民健康保険関係の事務がどういう流れで行われているかということを経験としてご説明したページになります。

実際、ここの部分において、ちょうど絵柄の一番目立つところに非常に大きな、これは薄緑色というんでしょうか、「国保情報トータルシステムと」というオレンジ色を囲むような形で薄緑色の大きな四角がございます。そこの右側、下に矢印がありまして、「団体内統合宛名等システム」、これはオレンジ色のボックスになっています。さらに黄色い矢印が、「中間サーバー」というオレンジ色のボックスに流れていると思います。この「団体内統合宛名等システム」及び「中間サーバー」というボックス、これがマイナンバーの仕組みができることによって新たに加わった箱という形になります。それ以外の部分については、現在私どものほうで実際に業務を行う際に運用しているシステムという形になっております。

それでは、次は資料18-4をご覧ください。

リスク対策についてです。これは先ほどの評価書を概要という形でまとめた資料になりますけれども、リスク対策の主な内容について、実際特定個人情報、これの入手から使用、そして保管、そういった流れに沿って、表の形になっておりますけれども書かせていただいております。

こちらについては、ユーザーIDによるアクセス権限の管理やログの管理といった、いわゆ

るシステムの対策、これに加えて医療保険年金課では、届出書等については業務終了後、キャビネット等に保管して施錠する。

また、職員研修については、区全体で個人情報保護の研修がありますけれども、その対象になっていないような非常勤職員、こういった職員については、年度初めに私どもの課独自で個人情報保護研修を行うなど、現場としての対策にもしっかり努めているというところから、私どもとしては、このリスク対策にもしっかり取り組んでいるという形で自己評価をさせていただいたというのが先ほどの評価書の中身になっているということでございます。

次に、資料18-5から資料18-7については、パブリックコメントに関する資料でございます。これも先ほどの税務課と同じ形になっております。特に、資料18-6というのは用語解説集ということで、区民の方々にパブリックコメントという形でご意見をいただくに当たって、非常に専門用語的なものもございますので、用語解説集というものをつけて閲覧可能という形にしております。

資料18-8については、しきい値判断の仕組みということで、先ほどの税務課と同様という形になっております。

次に、国民年金に関して、資料19をご覧ください。

評価の目的やスケジュールについては、地方税、それから国民健康保険と同じという形になります。

それでは、確認の意味で資料19-1をご覧ください。

先ほどと同様、真ん中から下のところに項番1の特定個人情報保護評価の概要の(3)というところで、特定個人情報保護評価の対象というものがございます。国民年金に関しては、国民年金情報ファイルというファイルを取り扱うという形になっております。

そして、同じページの下の方に、しきい値判断についての記載がございます。しきい値判断については、平成27年3月31日現在の対象者数として12万1,410人、取扱者が218人ということでございます。区の方針として、この部分についても全項目評価ということで取り扱っているということになっております。

それでは、資料19-2をご覧ください。こちらのほうは特定個人情報保護評価書になります。国民年金についても非常にページ数がありまして、全体24ページにわたっております。評価書の構成としては、7ページまでは資格等の基本情報、それから8ページから13ページまでは情報の入手から使用・保管まで。そして14ページ以降についてはリスク対策という形で記載してございます。

国民健康保険の場合と同様に、資料19-3にこの評価書の概要。

それから、特にリスク対策の部分については、資料19-4のほうにリスク対策の概要ということをもとめてございます。

先ほどと同様、国民年金の事務に関してご確認いただければと思いますので、ホチキスどめの分厚いものですが、資料19-2の5ページをご覧ください。

事務の内容として、こちらのところには加入・喪失・変更に関する事務ということで絵柄が描かれております。実際、日本年金機構、いわゆる私どもは新宿の年金事務所になりますけれども、届出書、それから処理結果等についてやりとりをするわけですが、紙媒体ということで、回線等では結んではいないという形になっております。この媒体についても、実際DVD、こういう円盤みたいなものですね、そこにデータを入れた後、鍵付きのバッグで運搬するというようなところで、個人情報が入っているものですので、取扱いには最新の留意をして行っているということでございます。

それでは、リスク対策について、資料19-4をご覧ください。

リスク対策の主な内容についてでございます。入手から使用、それから保管等、表の形でまとめさせていただいております。こちらについても国民健康保険と同様、ユーザーIDによるアクセス権限の管理やログの管理といったシステム的な対策、こういったものに加えて、先ども申し上げましたように電子記録媒体の使用による他機関とのシステムとの接続制御を行っている。媒体の運搬に当たっては、鍵付きケースに入れてやりとりをする。

また、届出書等の個人情報が載った書類等については、業務終了後はキャビネットで施錠保管。

それから職員研修についても、特に非常勤職員については、課独自で年度初めに行うなど、現場での対策にも努めているというようなことでございます。

資料19-5から資料19-7は、パブリックコメントに関する資料ということで先ほどと同様。

資料19-8はしきい値判断の仕組みを記載したものという形になっております。

今後、私どものほうでマイナンバーが入った後、先ほど税務課のほうからの説明がありました。今度は国民健康保険にしる国民年金にしる、逆の形になります。現在では、ほかの市町村等に所得、収入等の情報を照会するときに、実際に紙と切手を貼って郵便で行うということをやっておりますけれども、今後はデータでそのあたりが確認できるというような形になり、業務の効率化という点、それから利用者の方々のご不便解消というところに資することになるというふうに判断しております。

以上で説明は終わらせていただきます。

【会 長】 それでは、資料17、地方税。資料18、国民健康保険。資料19、国民年金に関する各資料。それで、その前にありました年金の情報漏えい問題。それを入れますと4つですけれども、それに関しましてご質問とご意見を一括して、どのテーマでもよろしいですけれども、何についてかだけはご指摘いただかないとごちゃごちゃになりますので、自分は地方税なのか、健康保険なのか、国民年金かを明らかにしてご発言いただきたい。

それじゃ、まず最初に伊藤委員。

【伊藤委員】 一番最初にご説明をいただいた、日本年金機構情報漏えい事故に係る問題点と新宿区の対策状況についてというところの、3番の新宿区の主な対策というところを見ているんですけれども、この対策状況のカバーしている範囲というのは、例えば区内の年金に係ることだけなのか、それとも区内のシステムも入るのか。あと図書館とか、事業を委託している会社とか、そういうところにも及ぶのかというところを教えてください。

【会 長】 ご説明ください。

【情報政策課長】 今、委員からのご質問で、この3番の新宿区の主な対策状況の範囲がどこまで及ぶのかというご質問でございます。これは、今新宿のネットワークを通じているところについて全てでございます。

ただ、今ご質問の中に「図書館」という言葉が出てまいりました。図書館情報というのは、区のネットワーク以外のネットワークで動いております。ですので、そこは入っていないということになります。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 ちなみに、厳格なパスワード認証を実施というふうに書いてあるんですけれども、このパスワードというのはデータで管理しているんですか、それとも紙か何かで管理をしているのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【情報政策課長】 もちろんこれは機械のほうで、データで管理してございます。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 続けてなんですけれども、複雑性というのはすごい重要だと思うんですけれども、その後ろに定期的な変更を強制というふうにあるんですけれども、これはどのぐらいのスパンでとか、決まりとかあるんですか。何十日に1回変えるとか、どの課は何十日に変えるみたいな、そういう仕組みでやっているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【情報政策課長】期間でございますけれども、これは3カ月に1遍強制的にメッセージを出して、「期限が近づいています」ということで変えるようにさせております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】それに関して疑問というか、最近のトレンドになっている話をさせていただきますと、パスワードの定期的な変更というのはそんなに効果がないんじゃないかという。もとのパスワードと変更後のパスワードの通ってしまう確率というのは、そんなに変わらないというのが、実は出ている部分がございます。パスワードの変更ではなく、最近アカウントロックとって、変なアクセスがあったらアカウントを止めてしまって、そもそもパスワードを入れさせないようにするという、そっちの対策のほうが重要だという見解がセキュリティーの世界でも出てきているんですけれども、ここにアカウントロックの話が実は書いてなくて、そもそもパスワードのデータ自体が、最近のコンピューターだとほとんど取れないような状況になっているので、そっちのほうが効果があるんじゃないかという見解もあるんですけれども、アカウントロックに関する状況とかはいかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【情報政策課長】アカウントロックについてのお尋ねでございますけれども、現在、私どものほうでは、そこまでは考えてございません。まず入口対策ということで、このパスワードで、まずは入口のところについて押さえないというふうに考えてございます。御存じのとおり、標的型攻撃というものが多く、頻繁に行われています。そういったところで言われますと、どんなに厳格なパスワードをしても、破られるときは破られてしまうという事実はございます。委員も多分御存じのことだと思いますけれども。

大事なことというのは、それを外部に漏らさないことということに重点を置いて私どもは対応しているというような状況でございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】今私が確認している範囲だと、外部から内部のサーバーにアクセスするということは、今のところそんなになさそうなんですけど、今後出てくる可能性があるんで、そういうときに攻撃を受けてもすぐに止められるように、アカウントロックというの、今後は検討したほうがいいのかというふうに思っているんですけど、個人的にはパスワードの変更というのは余り効果がないというふうに思っているんで、その辺も考慮していただけると。特にウェブアプリケーションの場合は、すごくその辺が争点になっているので、よろしくお願いします。

【会 長】ご意見として。

【伊藤委員】意見です。

【会 長】ほかに。できれば、今たまたま日本年金機構の漏えいが問題になりましたので、何かこの日本年金機構の情報漏えいについて、ほかにご質問があれば一緒に。

佐藤委員。

【佐藤委員】何点かお聞きします。今回の情報漏えいの事故ですけれども、国民にとっても大変な損害になったと思いますし、国会の答弁を聞いていると、いかに政府のセキュリティー対策がずさんだったかというのが本当に明らかになったと思うんですが。そのことによる不安がまた広がっているのも事実ではないかと思います。その点を踏まえて二、三お聞きします。

この間の政府の答弁で、年金のデータの場合はN T Tデータが一元管理をしていて、社保庁解体のときに再委託しないという国会の答弁があったんです。しかし、実はセキュリティー会社に再委託していたということが明らかになったんですが、今回、新宿区の場合は、そういったセキュリティー対策についてはどのように。再委託等は考えているのか、それとも一元で管理するのか。

【会 長】ご説明ください。

【情報政策課長】セキュリティー対策についてでございます。年金機構については、その監視についてをN T Tデータのほうに委託しているというような状況でございまして、新宿区についても一部、名前は伏せさせていただきますけれども、業者のほうに委託しておりまして、その先、再委託というのはございません。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】それは安心しました。

それからもう一つ。このとき問題になったのは、国と自治体が、漏れた情報を該当する自治体にすぐ報告しなさいという覚書を結んでいるんです。ところが一切、国はその該当する自治体に報告していなかったんです。マスコミの情報で知ったと。

私は今回のことを受けて、今後の課題なんですけれども、政府ときちんとそういう覚書を結ぶ必要があるんじゃないかと思うんですが。漏えいした場合に必ず、まず地方自治体にちゃんと情報提供するという。その点はいかがですか。

【会 長】ご説明ください。

【情報政策課長】国のほうはどういう動きになるかわかりませんが、私ども新宿区のほうとしましても、そういったような情報については、情報収集について遺漏のないように、アンテナ

を高くしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】それは総合政策部の管轄になるんだと思うんですけども、やはり区を挙げて情報を守る。それから漏えいした場合には、直ちに該当する自治体に報告させるということ、国に対しては強く求めていっていただきたい。これは意見です。

【会 長】その意見は皆さん同じ意見だと思いますので、ぜひそれを何らかの形で意見表明していただきたいと思います。

ほかに何かご意見。

瀬川委員。

【瀬川委員】まず、総合政策部情報政策課というところのお話と、それに関連したお話を聞かせていただきたいんですけども。

多分、この紙には書いていないのでお聞きしたいんですけども。情報というんですか、こういうハイテクというんですか、情報戦というのは日進月歩ですから、先ほどご答弁の中がありましたように、幾らやってもまた次という、たちごっこでいくわけですので、このシステムがいつもアップデートないし、少なくとも世間に追いついていく。今はもっと世間より先に行くのがいいんですけども。世の中は技術革新に従って、そのシステム管理者がきちっと時代の流れを追っていかきゃならない。そのために、そのシステム管理者のヘッドは、多分おられると思うんですけども、その仕組みを各責任者、もちろん新宿区と、同時に各部隊におられるかどうかというのが一つ質問。各部隊の中に、そのシステムをアップデートしておられる責任者はおられますかというのは、もしあればその表示をされたい。

それからもう一つは、ここにもちょっと書いていましたけれども内部監査。外部監査はわかるとして、内部監査というのは、私は非常に重要と。これは個人的な見解。内部監査というものの責任者も、組織上誰がというのを、こういう中で提示されてはどうですか。あるんでしょうけれども。

それから最後に、情報が、今の話は国のほうの情報ですけども、年金はこれ、情報をとって、それに対策しなきゃならない、重要なんですけども。区の誰かが情報を漏えいしたとか、紙を持って行って電車の中に。そのときのリスク管理というのは、そういうものもご答弁いただきながら、あればぜひ次の機会に、この紙で示していただければということ。以上です。

【会 長】じゃ、事務局のほうから。

【区政情報課長】個人情報の漏えい事故等々については、私どもでガイドラインとマニュアル

をつくってしまっていて、今度皆さんに資料として配付をさせていただきたいと思います。その際に、改めてご説明をさせていただきたいと。しっかりそれで運用をしてございますので。対応させていただいています。

【会 長】じゃ、区の漏えい問題は今ので、また後日ということにして。

ほかの点につきましてご説明ください。

【情報政策課長】区のデータについての責任者というものがあるのかというお話でございますが、区の全体的な情報化ということで責任者、CIOというものを設置してございます。CIOは副区長にお願いをしてやってもらっているというような状況でございます。

それから、区の誰かが漏えいさせてしまったようなときのリスク管理、この辺についてはどうなっているのかというご質問でございますけれども、各課でセキュリティー責任者というものは課長になっています。その課長の中で、例えばデータを外部に出さなくてはいけないときには、ちゃんと記録をとってというように、やるようにセキュリティーポリシーのほうで決めてございます。

【会 長】瀬川委員。

【瀬川委員】それは質問としての答えでありがとう。もう一つ確認は、各部隊でシステムのアップデートをする責任者を任命しておられていますかというのが、情報じゃなくて、各部隊で。

それからもう一つ、今言った、「監査する」とここに書いていますけれども、監査責任者を置いて監査しているんですかというのが一つです。

【会 長】そうですね。ご説明ください。

【情報政策課長】まず、アップデートの責任者ということでございますが、これは、まず各課ごとにアップデートを個別にやっていくというものもございますけれども、それについては情報政策課のほうが出向いてやっていると。基本的には機械上、自動的にうちのほうで一括管理をしながらアップデートをしていくというものでございまして、職員にできるだけやらせないという体制をとってございます。

それから、内部監査についての責任者ということでございますが、それは情報政策課長が任じられてございます。

【会 長】鍋島委員。この日本年金機構の質問ですか。どうぞ。

【鍋島委員】年金問題のときに、いろんな事務所が随分ありますけれども、その事務所によって流れたところと流れていないところがありますね。だから新宿区も、今度番号制でこういうことになったと思うんです。ですから絶対流れないというところになってほしいので、ここで



も聞いていますけれども、やっぱり、今も伊藤委員はアカウントロックというような、そういう発案もございますよね。そういうものについても、やっぱり今の状態じゃなくて日進月歩ですね、やっぱりここ新宿区には大学で、もうこれを専門に研究しているゼミもあるわけですから、今後はやっぱりそういうところと研修をして、それで本当に一番新しいものをここで入れて、絶対に流出させないよという覚悟でプロジェクトでも何でもつくっていただきたい。今、副区長とかいろいろ言っていっちゃいますけれども、きちっとやらないと、私は消費生活センターにいましたから、その漏えいはすさまじいです。それでもう大変な思いをしておりますから言っているの、ここは絶対そうはないよというような体制をつくらないと、これは無理だと思います。伊藤委員を中心にしてでもいいですけれども、外部評価の先生方もそういう専門の、区の体制だけでは絶対にこれは無理です。

【会 長】わかりました。

【鍋島委員】区民として、予算を使ってもいいですからよろしくお願いします。

【会 長】ご意見ですので、重要なお意見だし、皆さん発言しないけれども同じことを思っているはずなんで、ぜひ。皆さんもお考えだと思いますけれども、やはり一般の方は特に。こちらが一般の委員ですけれども、一般の方は大変そういうことに不安を感じているということをご理解の上進めていただきたいというふうに思います。

それでは、日本年金機構の問題につきまして、何かどうしてもご質問かご意見ございましたら1名だけお聞きします。よろしゅうございますか。

それじゃ、とりあえず先に進んで、資料17は地方税、資料18が健康保険ですね、それから資料19が年金なんですけれども、これは分けてみてもどうかなと思いますので、どの項目でも構いませんので、発言のときはどの項目に関するかだけご指摘いただきまして、ご質問、ご意見をお受けします。

それではどうぞ。ご質問でもご意見でもございましたら。

佐藤委員。

【佐藤委員】国民年金のことでお聞きします。先ほど課長の説明で、転入・転出の際に、郵便で送ってということがなくなって、情報をやりとりすることができるという答弁だったんですが。それは逆に、また情報をそういうふうにやりとりすることに対するリスクというのも一方であると思いますので、その辺はどのような対策をとられているんでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【医療保険年金課長】やはり委員ご指摘のとおり、便利になる反面、リスクということも想定

いたします。そのあたりについては十分に注意する。マイナンバーが入ったことによって、例えば年金ですと、今、他の区市町村から私どものほうに所得の情報の照会というのが非常に大量に来ます。これは、例えば保険料の減額・免除へ結びつく話ですけれども、今後マイナンバーが導入されることによって、先ほども申しましたけれども、郵便でのやりとりというのは減っていくというになると思います。委員ご指摘のとおり、今後もしっかり十分留意して取り扱っていくということは、先ほど絵柄のところでも説明をさせていただきましたように、現在の状況でいうと、加入・喪失・変更については、この媒体で行っているということ、資料のところの評価書の5ページでお話しさせていただきました。今後こういう形になります。

また、実際にマイナンバーのシステムの中に組み込まれていく部分についても、システムのなところでのセキュリティーというものについては、しっかり対応していくという点は、この間、情報政策課長を初め説明したとおりの形で、しっかり私どもも確認していきたいというふうに思っております。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】やっぱり所得というのは機微な情報なので慎重に取り扱わなければならないし、区民の皆さん全体が対象になるわけですから。それで先ほどご説明の、この年金のほうの個人情報保護評価書、資料19-2の5ページなんですけれども、今、鍵つきバッグで、DVDでやりとりしているということだったんですが、これはマイナンバー制度ができて、それは変わらないわけですか。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】現段階で、実際に日本年金機構及び厚生労働省のほうからの話としては、ここの5ページにあるような絵柄が今後も続くというところで私どもは確認しております。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】すると、他区からの転入・転出の場合は、そういうネットワークシステムを通じて情報のやりとりが行われると。それは要するに、さっきと同じような発言になるんですが、リスクが拡大するという理解でよろしいですか。

【会 長】どうぞ。

【医療保険年金課長】他区からの転入の場合は、現在は、例えば新宿に転入されてきた方については、新宿年金事務所が新宿区役所に照会してきます。それを、実際は、今後はそれがデータで確認できるという形になります。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】 そうすると、データがネットワーク上を、要するに送られてくるということになると、それは非常にリスクが高いと思うんです。やはり、繰返しになりますけれども、しっかりセキュリティはやっていただきたいと思いますし、私自身はマイナンバー制度そのものについては反対ですので、そういうことについては慎重にやっていただきたいと思います。

【会 長】 この問題は、資料17の地方税についても、各区市町村とのやりとりが表が書いてあったんで。資料18へ確認ができませんけれども、似たような問題が起こると思うんですが、その点につきましては、今の資料17と資料18、地方税と国民健康保険についてもご説明いただけますか。

どうぞ。

【税務課長】 今の心配は多分出てくるとは思いますけれども、2つあると思います。システム的に制御できるのか。あと、人を介してそれが抑えられるのかということになりますけれども、システム的には、先ほど情報政策課長もお話し申し上げたとおり、新宿区は万全の体制をとっていますので、この部分については問題ない。後は日進月歩でいろいろなことが進んでいきますので、その部分の対策を講じていくということで考えてございます。

あとは、人を介してということがありますけれども、税務職員は、新宿区の職員も同じですけれども、地方税法22条で厳しい規定がございまして。懲戒免職、いわゆる職を失うこともありますし、100万円以下の罰金ということで、ほかのところにはない罰則規定がございまして、そこまであえてするようなことがないように、課としても研修を引き続き行いながら、そういう漏えいがないように努めてまいります。

【会 長】 なりすましの問合せというのが可能性として。そのあたりについてのリスクはどういう対策をとられている。

どうぞ。

【税務課長】 現時点におきましても、電話等の場合でなかなか確認ができないことがございまして、いわゆる住所、氏名、生年月日をまず聞きますけれども、本人じゃないなど疑わしい場合につきましては、こちらから折返しの電話をさせていただいております。疑わしい方は、「折返しの電話」というと切ってしまうということが非常に多いです。そこで防いでいるというのが現状でございまして。

前に逗子市で大きな殺人事件があって、市民税課の職員が情報を漏らしたというようなことがありましたけれども、それを機会に、私どもの厳しい情報の開示を徹底しておりますので、その辺のところはそういった形で対応してございます。

【会 長】それじゃ、健康保険についてもご説明ください。

【医療保険年金課長】国民健康保険の場合は、税の場合と逆のパターンで、実際、転入してこられた方々に保険料をかけなければいけない。だけれども収入がわからないということで、新宿、私どものほうが今度はその転入してこられた方々に、例えば浜松市から来た方であれば、そちらのほうに、今は郵便でやっていますが、それを実際見るためにこのデータを使って照会していくという形になります。

ただ、そういった形で情報を入手するわけですから、その取扱いについては十分留意していくということは基本的なところですので、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【会 長】だけれども、健康保険の関係でも、逆に問合せを受ける場合もあるんじゃないですか。

【医療保険年金課長】実際、問合せを受ける場合というのは、例えば資格が新宿で国民健康保険に入っているのかどうなのかというようなところの、例えば照会を受けるとか、そういう場合もあります。ですから会長ご指摘のとおり、逆にこちら側が持っている情報が、この仕組みを使って相手側に渡っていくということも当然あります。

【会 長】そのリスク対策は大丈夫ですかという。

【医療保険年金課長】このあたりの仕組みについても、システマ的なところについては先ほど来からご説明させていただいているように、しっかり、IDとか、ログとかパスワード、こういったところで管理していくというところは私どもの課においても同様な形で取組んでいきます。

それから、ソフト面での職員への研修等についても、課独自の研修なんかも含めてやっているというところで、リスク対策についても、私どもはこれまでもそうですし、今後もしっかり対応していきたいというふうに考えております。

【会 長】ありがとうございます。

他にご質問かご意見ございますでしょうか。この資料17から資料19まで一括、どれでも構いません。

いいですか。よろしいですか。

これは区でつくられた評価書で、いずれ第三者機関の評価書が9月ごろまた出てきますよね。今日、不十分な方は、9月にもう一度機会がありますので、そのときご発言ください。

ということで、今日は一応そこまでにしたいと思います。

それでは、資料17から資料19は、諮問事項と報告事項と両方ございますけれども、諮問事項については承認、報告事項については了承ということで、一括でご意見をお聞きしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】全て報告事項ですので、了承ということで終了いたします。どうもいろいろありがとうございました。

それでは、本日はここまでということにしまして、事務局のほうから何か今後のこととか、ご意見、連絡事項。

どうぞ。

【区政情報課長】皆様には、お忙しい中大変恐縮でございますが、7月23日木曜日、臨時の審議会を開催させていただき予定で調整をさせていただきました。10時から、こちら第3委員会室ということで開催をさせていただきたいと思っております。きょうは4件積残しが出まして、残りには確か5つぐらいございますのです。是非、頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

【会 長】ということで、それではこれもちまして終了ということにいたします。

第3回の審議会をこれをもって閉会といたします。長時間どうもご協力ありがとうございました。

午後 4時15分閉会